

## 「リーガルサポート あいち」です。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポートは、成年後見業務に意欲的に取り組む司法書士の団体です。会員である司法書士は成年後見制度に関する研修を受け経験を積んで成長していくことを目指して、また皆様には、成年後見制度への理解を深めていただき、身近に感じていただくことで制度の利用を広げていくことを願って活動しています。

リーガルサポートあいち HP 「<http://www.aba.ne.jp/~lisaichi/>」

リーガルサポートあいち

検索

### ◆成年後見に関する研修会や相談会などに、講師・相談員を派遣しております◆

リーガルサポートあいちでは、研修会や出張相談会の講師派遣、相談員派遣に取り組んでいます。

成年後見制度に関する研修会や相談会、催しなどに、リーガルサポート会員である司法書士を派遣します。是非、リーガルサポートあいちの出張相談や研修会をご利用下さい。相談員、講師ともに無料での派遣が可能です。

相談、研修の内容は、成年後見制度に限らず、周辺にある問題、例えば遺言のこと、相続のことなどにわたってもOKです。

また、軽度の知的障害や精神障害のある方など、比較的若い方に向けて、成年後見制度利用をPRし、簡単に制度を説明するためのツールとして、紙芝居を作成しました。紙芝居を使っただけの出前講座や相談会なども行います。

ご要望がございましたら、下記まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696

FAX 052-683-6288



※尚、ご依頼件数が年度の予算枠を超えた場合、講師・相談員の無料派遣には応じられない場合がございますことをご了承ください。

### ◆後見制度支援信託がはじまりました◆

後見制度支援信託が始まりました。

今後、一定の財産のある方の後見人または未成年後見人に親族の方が就任される場合、裁判所から後見制度支援信託を利用する指示が出ることがあります。

後見制度支援信託は、現金、預貯金について、余剰資金を信託銀行に預けて出金の制限をすることにより、被後見人等の財産を守るための制度です。信託銀行に預けた金銭を引出す必要があるときは、裁判所に指示書を発行してもらい、それを信託銀行に提出します。

後見制度支援信託の利用の適否について調査するため、専門職後見人が一定期間選任されます。

今後、試験運用を経て、本格運用に移行するとみられています。



◆電話相談・いつでもお気軽にお電話ください◆

リーガルサポートあいちでは、電話での相談に対応しています。是非、ご利用下さい。

受付電話にお電話いただきますと、担当司法書士から折り返し、お電話をいたします。折り返しのお電話に多少のお時間をいただく場合もありますことをご了承ください。

電話相談対応日 毎週月曜日から金曜日（祝日除く）

午前10時から午後3時まで

受付電話番号 052-683-6696（リーガルサポートあいち 事務局）

◆最近の電話相談から◆

**Q** 私は、現在一人暮らしの高齢者です。今は元気に暮らしています。結婚はしましたが、子どもはおりません。夫は既に亡くなり、両親も亡くなっています。兄弟も亡くなりました。兄弟の子ども達は遠くに住んでおりますが、行き来は全くありません。

実は、私の従姉妹の子ども（成人しています）が近所に住んでいて、私の面倒をよくみてくれます。私が亡くなった後の財産は兄弟の子ども達に渡ると聞きましたが、できれば、親切にしてくれるこの子に渡してやりたいです。そこで遺言をしたいと思うのですが、どのようにしたらよいのでしょうか？また、元気なうちに判断能力が低下した場合に備えて後見人の契約をする制度があると聞いたのですが、どのような制度なのでしょう？

**A** 遺言は、主なものとして自筆証書遺言と公正証書遺言があります。自筆証書遺言は自分で書くものですので、作成費用はかからず、どこでも書くことが出来ます。ただし、遺言は要式行為ですので、決まった形式に従って書かないと遺言の要件を満たさずに無効となる場合があります、特に自筆証書遺言の場合には注意が必要です。また自筆証書遺言は、家庭裁判所で検認手続を経なければなりません。公正証書遺言は公証役場で公証人が作成しますので、形式の点では安心です。また、家庭裁判所で検認の手続を経る必要がなく、原本が必ず公証役場に保管されますので、遺言書が破棄されたり、隠匿や改ざんをされたりする心配もありません。作成費用は遺言の内容や財産の額によって異なります。高齢や病気などで公証役場に行けない方のために公証人に出張を依頼することも可能です。

任意後見制度は、自分の判断能力が低下した場合に備えて、自分に代わって財産を管理してもらったり、必要な契約締結等を代理でしてもらうこと等を信頼できる任意後見人になってくれる人に頼んでおく制度です。任意後見人になってくれる人との間で任意後見契約を結びます。任意後見契約は公証役場で公正証書で行います。

判断能力が低下した場合、任意後見人になってくれる人など一定の人が申立を行うことで、裁判所が任意後見監督人を選任し、任意後見が始まります。

※詳しいご相談を希望される場合、お近くのリーガルサポートあいち会員の司法書士の紹介をいたします。（個別相談は有料となります。）

発行 公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート愛知支部（リーガルサポートあいち）

〒456-0018

名古屋市熱田区新尾頭1丁目12番3号 愛知県司法書士会館内

TEL 052-683-6696 FAX 052-683-6288